

令和3年10月20日

本会施設をご利用される皆様へ

新潟県厚生農業協同組合連合会

マイナンバーカードによる健康保険証対応について

平素は、本会の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる制度について、令和3年10月20日より全国の医療機関において本格運用が開始されます。

本会におきましては、マイナンバーカードの認証機器の設置及びシステム改修待ちの状況となっておりますが、現在、設定作業を順次行っております。設定作業が完了した施設より、順次マイナンバーカード利用を開始する予定としております。運用開始時期等の詳細は、各施設のホームページや院内掲示物等でご確認ください。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際は、事前にマイナポータル（アプリ）等で健康保険証利用のお申込を済ませていただきますようお願い申し上げます。

なお、各施設のマイナンバーカード運用開始までの間は、これまで通り健康保険証の提示をお願い申し上げます。